

第3回公益法人の会計に関する研究会

—議事要旨—

1. 日 時：平成25年10月24日（木）10：00～11：55
2. 場 所：虎ノ門37森ビル12階 公益認定等委員会事務局 第1会議室
3. 出席者：
（参与）高山座長、梶川座長代理、金子主査、長参与、中田参与、上倉参与、
（オブザーバー）小森委員
（事務局）高野局長、水上次長、松前補佐
4. 議 事：
（1）検討課題優先順位、スケジュールについて
（2）他制度や海外での小規模法人の取り扱い
5. 議事概要：
（1）検討課題優先順位、スケジュールについて
○検討課題優先順位について
事務局次長から、前回の議論を踏まえて事務局で取り纏めた〈資料1-1〉検討課題優先順位検討一覧（案）について説明し、承認された。

○スケジュールについて
事務局次長から、〈資料1-2〉に基づいて、平成25年10月から平成26年11月までの当研究会の検討課題のスケジュールについての説明し、承認された。

○小規模法人の負担軽減策の方法
小規模法人の負担軽減策のうち、適用除外・簡略化の方法（方法論）について、各参与から以下の意見があった。
 - ・ 小規模法人向けの会計基準が、現行の基準と並列で存在するというのは混乱をきたす。その観点から現行の会計基準・運用指針の下での小規模法人向け方針等の文書

を作成し公表するのが適当。

- ・ 最終的には、運用指針の中で取り込んで改正という対応も必要かもしれない。
- ・ 小規模法人向けの会計基準を策定した場合、対象から外れた場合、急に別の会計基準を適用しなければならなくなり、弊害が大きい。
- ・ 小規模法人向けの指針や文章の規範性の置き方について整理をしておいた方がよいのではないか。その意味では、現在の基準についての規範性についても並行的に整理していく必要ではないか。

(2) 他制度や海外での小規模法人の取り扱い

○国内他制度・米国の小規模法人の取り扱い及び公益法人の規模等

小規模法人の負担軽減策を検討するに当たっての情報共有として、国内外の他制度の状況や現状の公益法人規模等のデータについて、事務局松前補佐から、〈資料 2-1〉 営利企業、〈資料 2-2〉 消費生活協同組合、〈資料 2-3〉 NPO 法人、〈資料 2-5〉 公益法人の規模等について説明し、金子主査から〈資料 2-5〉 米国における非営利組織の会計の枠組みと小規模法人の取り扱いについて説明した。

〈資料 2-2〉 の補足として、高山座長より生協の会計基準の経緯について、以下の説明があった。

- ・ 生協については、従来は会計基準がなかったが、共済事業の一環として自賠責共済を入れるに際して、大蔵省から要請された厚生省により平成 7 年に生協の会計基準を策定した。
- ・ 会計基準は、商法の大会社に準じて策定された。
- ・ その後、平成 20 年に公認会計士監査を入れることとなり、会計基準を再度つくった。
- ・ 会社法に準じて会計基準をつくった。当初は、しん酌規定として、「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行をしん酌しなければならない。」とし、企業会計とリンクさせ、企業会計が変われば自動的に生協の会計基準も変わるというような対応をしていた。
- ・ その後の企業会計において、企業結合会計が導入され、その中で持分プーリング法が廃止され、パーチェス法しか採れないということなり、生協の実態と異なる会計

処理が強制されることとなった。

- ・そこで、生協法施行規則を改正し、「一般に公正妥当と認められる会計慣行を斟酌しなければならない。」として、企業の文字を削除した。
- ・このような経緯から、生協は、企業結合以外については企業会計に準ずる方針となった。
- ・ただ、中小企業の会計に関する指針を適用することも視野に入れているため、課長通達をもって、その旨明確にしている状況。

小規模法人の定義を議論するに当たっての参考情報として、高山座長より公益認定等ガイドライン I - 2 - (3) の情報開示の適正性についての記述について説明があった。

○小規模法人の負担軽減策についての意見

以上の説明を受けて、各参与から小規模法人の負担軽減策について以下のような意見があった。

- ・例えば税効果会計、退職給付会計など、重要性の原則によって、現行の会計基準や運用指針において解決できるものも多いのではないかと。
- ・小規模で、収益事業を実施しないような法人の場合には、貸借対照表の内訳表や法人会計の区分はいらぬのではないかと議論はできるのではないかと。
- ・貸借対照表内訳表の作成には非常に手間がかかる。そのため、それを回避するため、収益事業等からの利益の繰入を 50% に抑えている法人が多くある。国家的損失ではないかと。
- ・様々な要請から内訳表を作ることを基準として策定した。これを作成しなくてよいとするのは難しいのではないかと。内訳表作成自体は、経営上有用と考えられる部分もある。
- ・〈資料 1-1〉の中に独立項目として法人会計の区分、貸借対照表内訳表の必要性について挙げられているが、〈資料 1-2〉のスケジュールの中では、小規模法人の負担軽減策の議論の中に集約されている。ただちに見直しをすることにはならないかもしれないが、小規模法人に限定することなく議論することは必要なのではないかと。
- ・内訳表の話は、制度と会計基準の分離可能性という論点に絡んでくるもの。一つは

公益認定制度、もう一つは税制。会計目的と制度目的とで、会計基準としてどこまで許容できるのか整理する必要がある。会計目的と制度目的で一致しない部分を論点としてあげ、整理していかないとだめなのだろうと思う。

- ・ 公益法人に移行したいが、種々の事情により一般法人に移行している現状がある。〈資料 2-4〉の分析資料について、移行法人についても集計できないか。

小規模法人の定義について、各参与から以下の意見があった。

- ・ 個々の会計処理ごとに、小規模法人を定義していかざるを得ないのではないか。
- ・ 現状の会計基準のなかで、重要性の基準を具体的に示しているのは関連当事者に関する部分のみであるので、その分を広げていくという方法もあるのではないか。
- ・ 非営利法人の特殊性から他の制度のような資本基準や負債基準は実態に見合わない。事業規模という意味では、経常収益という方法もあるのではないか。
- ・ 負担軽減の内容から、小規模法人を定義していけばよいのではないか。
- ・ 財団は資産規模からも考えられるのではないか。社団と財団で小規模の定義を分けるといった方法もあるのではないか。
- ・ 会計処理と表示については、分けて考えることもできるのではないか。
- ・ 公益法人の実務者は会計の専門家ではないので、重要性の判断基準を示してあげることは重要。
- ・ 公益法人の公共性という観点も必要なのではないか。税制上の恩恵があるのであるから、収益規模。税金が補助金として投入されているものもあるので、補助金額基準。寄附を集めて事業実施している法人もあるので、寄付金額。税金の免除額については、何らかの形でディスクロージが必要ではないか。
- ・ 小規模法人の負担軽減という意味で、公益法人会計基準のどこが過度で負担なのかを具体的にあげて議論したい。
- ・ 公認会計士協会では、中小企業指針に従って作成した財務諸表であっても監査の適正意見が出せるようになってきている。非営利の分野でも、中小企業指針レベルのもので良いのではないか。
- ・ 小規模法人の負担軽減策として、会計処理の簡便性と表示の簡便性を区分することとなる。前者は小規模法人においては発生しないものが多いと思われるため、後者が議論の対象となるのではないかと思われる。(高山座長)

高山座長より、各参与に対して、次回の研究会までに小規模法人の負担軽減（会計処理・表示、可能であれば小規模法人の定義も含めて）についての参考意見の提出依頼がなされた。また、公益法人は税制優遇を受けていることから、税務との関係を確認しておくことが必要であるとの発言があった。

○次回以降の日程

事務局次長から、第4回、第5回の開催予定について説明した。

以上